

# 指定管理者選定に関する事項の公表等について(運用基準)

令和8年4月改訂 総務部総務課

「指定管理者制度の運用にかかる指針」中、「Ⅲ－7. 選定基準等 (5)選定に関する事項の公表」についての運用基準は、下記のとおりとする。

## 1 選定に関する事項の公表について 【指針16ページ】

ホームページでの公表については、概ね次のとおりとする。

1 選定結果について  
指定管理者候補者 ○○株式会社

2 評価点について

	満点	○○(株)	(株)△△	(財)××
1 提案金額に関する評価	100点			
2 応募者に関する評価	100点			
3 提案内容に関する評価	100点			
合計(1+2+3)	300点			
順位		1位	2位	3位

\*応募者ごとの詳細点数(PDF版)

3 指定管理者候補者選定会議の概要

(1)選定会議の開催状況

- ①開催日時 令和○○年○月○日(○)午後○時～○時
- ②開催場所 箕面市役所本館○階 ○○室
- ③構成員 ○○、■、□、△
- ④事務局 ○○部●●副部長、……

(2)議事概要

①検討対象施設等について

【例】事務局より、検討対象施設やスケジュール等の概要についての説明内容  
各応募者の提案書類についての説明内容 等

②提案内容の説明(プレゼンテーション)における主な質疑について

○○(株)  
……

(株)△△  
 .....  
 (財)××  
 .....

③構成員の主な意見等  
 .....

4 選定理由  
 選定会議の結果を踏まえ、.....ため、市として〇〇株式会社を指定管理者候補者として選定します。

※ 発言者が分からないように記載すること。  
 ※ 議事概要は見やすさを考慮し、必要に応じてPDF版に代えてもよい。

※「応募者ごとの詳細点数」のフォーマットは概ね次のとおりとする。

箕面市立〇〇指定管理者の応募者ごとの詳細点数

評価項目	配点	〇〇(株)	(株)△△	(財)××
1 提案金額に関する評価				
小計 A	100			
2 応募者に関する評価				
.....				
.....				
小計 B	100			
3 提案内容に関する評価				
.....				
.....				
小計 C	100			
合計 A+B+C	300			
順位				

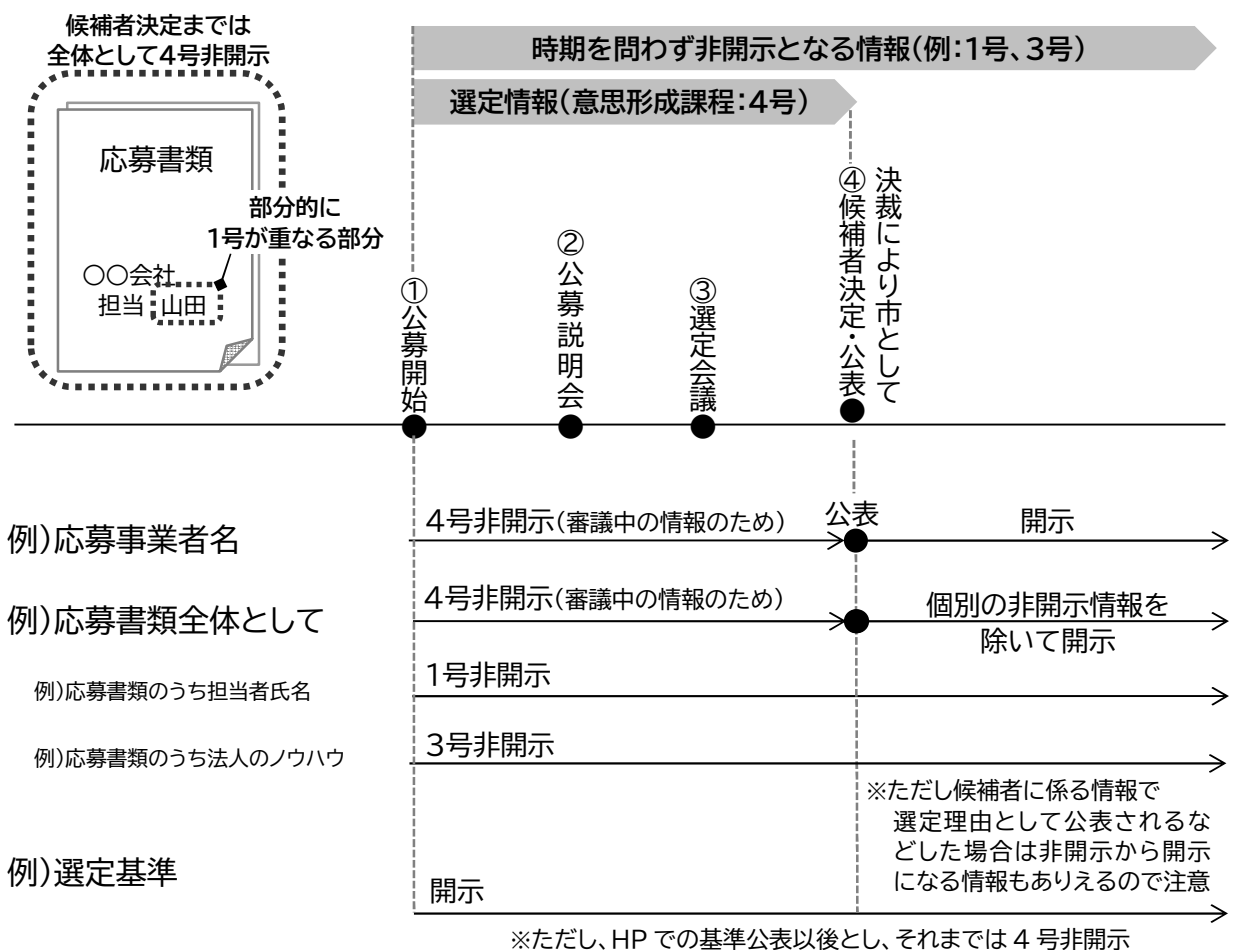
【注1】「提案金額に関する評価」は提案金額計算式により算出する。

【注2】各評価項目は100点満点であり、選定会議構成員による各評価項目の採点結果の平均点を評価項目ごとの得点として取り扱うものとする。

## 2 情報公開条例に基づく開示等について

- (1) 指定管理者制度の運用における透明性を確保するため、箕面市及び指定管理者は情報の公表等を積極的に行うものとする。
- (2) 市として指定管理者候補者を決定するまでの間は、公平な候補者選定に支障を及ぼすため、公開情報(ホームページに掲載している情報等)を除き、情報公開条例第7条第4号(審議、検討又は協議に関する情報)の規定に基づき、非開示とする。  
(非開示情報例) 公募説明会参加事業者名、事業者からの応募提案書類、応募事業者名
- (3) 市として『指定管理者候補者を決定した日』(※1)以後については、情報公開条例第7条に規定する非開示条項に該当する部分以外は開示するものとする。  
※1 『指定管理者候補者を決定した日』とは、選定会議での意見を踏まえ、施設所管課において、選定の審査を行い、指定管理者候補者を決定した日(決裁がおりた日)を指す。
- (4) 指定管理者選定等にかかる情報の公表及び公開の基準については、概ね別表のとおりとする。なお、別表中の①～④という表記については、下記「指定管理者候補者決定までの流れと公表及び開示が可能となる時期」に準ずるものとする。

<参考:指定管理者候補者決定までの流れと公表及び開示が可能となる時期>



別表

「開示が可能となる時期」より以前に開示決定するものについては、**審議検討中・意思形成過程の情報であるため、開示後の非開示情報に加えて、4号による非開示も適用される。**

内容		HP 公表時期	情報公開 (情報公開条例に基づく開示請求)		
			開示が可能となる時期 (注1)	非開示情報	
応募関連	募集要項・様式集	①	①以後	— ※配布期間終了後はホームページから閲覧不可となるため、情報提供によるものとする	
	応募書類	×	④以後	△ ※個人情報(社員等の情報等)及び法人情報(技術やノウハウに関する情報、団体の信用情報等)の部分は除く	
選定関連	選定基準	①	① <u>※ただし、HPでの基準公表以後とし、それまでは4号非開示)</u>	—	
	選定会議構成員名	④	④以後	— ※個人名でも、1号非開示にはならない	
	各応募団体	各評価項目の得点	④	④以後	—
		総合得点	④	④以後	—
	議事概要	④	④以後	—	
	選定結果	④	④以後	—	

(注1)基本的にホームページ公表時期以降開示が可能となるものについては、情報提供に対応するが、『公募にかかる意思決定の書類一式』等、**決裁文書等の公表されていない行政文書に対して開示希望があった場合、その部分については開示請求での対応が必要なことに留意する。**